

平成二十年三月十一日提出
質問第一六二号

外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第一一七号）では、外務省が保有する全てのワイン（以下、「全てのワイン」という。）を使用する際、物品供用簿に記入することが求められる「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」の五点につき、それぞれ説明がなされている。右を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」によると、「分類」については「『ワイン』と記載されている。」とのことであるが、外務省において、「全てのワイン」の他に物品供用簿にその使用状況についての記載を求められる物品はあるか。

二 「前回答弁書」によると、「年月日」については「ワインの異動のあった年月日が記載されている。」と、「品名」については「異動のあったワインの銘柄が記載されている。」とのことであるが、右で言う「ワインの異動のあった年月日」並びに「異動のあったワインの銘柄」とは、ワインを新しく購入した及びワインを使用して費消した日にち並びに銘柄を指すと理解して良いか。

三 「前回答弁書」によると、「摘要」については「ワインの異動の事由である使用目的が記載されている。」とのことであるが、右で言う「ワインの異動の事由である使用目的」には、ワインを使用する場所

や会合、更にワインを使用する者の官職氏名を記載することは含まれるか。

四 「前回答弁書」によると、「受払状況」については「ワインの異動の数量及び現在高が記載されている。」とのことであるが、右で言う「ワインの異動の数量及び現在高」は、ワインそれぞれの銘柄も明記されているか。

五 「前回答弁書」で外務省は「当初のお尋ねが平成十三年度から平成十七年度までに購入したワインに関して平成二十年一月十日現在での銘柄別に使用された本数及び残数についてであったことから、ワインはそのような形で管理されていないため、お答えすることが困難である旨先の答弁書（平成二十年二月二十二日内閣衆質一六九第九〇号）一について等で繰り返し述べたものである。」との答弁がなされているが、二で「年月日」と「品名」にワインを新しく購入した、または使用して費消したワインの日にち並びに銘柄が記載されるのならば、また四で「受払状況」にワインのそれぞれの銘柄も記載されるのなら、二〇〇一年度から二〇〇五年度までに購入されたワイン二千三百六十六本のうち、どの銘柄のものがどれだけ使用され、どれだけ残っているかという問いに十分答えられるものと思料するが、外務省の見解如何。

六 外務省において新たにワインを購入する際に外務省内においてなされる検討作業や手続き等について説

明されたい。どの銘柄の、どれだけの価格のワインをどれだけ購入するかということ等について外務省内のどの部署においてどのような検討作業や手続等がなされるのか。また、どの部署のどの者の名において決裁がなされるのか等、詳細に説明されたい。

七 一、二、三、四で問うた「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」の詳細な内容をエクセル等のパソコンソフトで電子化することにより、外務省における「全てのワイン」の管理をより簡略化でき、便利さが増すと考えるが、高村正彦外務大臣の見解如何。

右質問する。